## 平成 17 年度第1回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発言者	発 言 要 旨
事務局	ただいまから、平成17年度第1回愛知県学校法人等助成審議会を開催いたします。 本日の会議は、委員20人中15人の委員にご出席をいただいておりますので、愛知 県学校法人等助成審議会条例第4条第3項の条件を満たし、有効に成立いたします。 会議に先立ちまして、会長さんから、ご挨拶をいただきたいと存じます。
会長	(会長あいさつ)
事務局	次に、県民生活部長から、ご挨拶を申し上げます。
県民生活部長	(県民生活部長あいさつ)
事務局	審議に入ります前に、前回の審議会以降、委員の一部に異動がありましたので、新たに委員にご就任いただきました方々をご紹介申し上げます。 (委員紹介)
	それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じます。 審議会条例第4条第2項によりますと、会長が議長となることとなっておりますので、 会議のお取り回しを会長さんにお願いいたします。
会長	それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じます。審議に先立ちまして、運営要領第5条の規定に基づき、会議録署名人を会長が指名することになりますが、大変お手数ですが、今回は荒川委員と吉田委員を署名人として指名させていただきたいと思います。荒川委員、吉田委員、署名人を引き受けていただけますでしょうか。
	(両委員承諾) 議事に入ります前に、会議次第第6の「平成17年度愛知県私学振興関係予算」について、説明をお願いします。
事務局	(平成17年度愛知県私学振興関係予算について説明)
会長	只今の説明につきまして、ご質問がございましたらご発言〈ださい。
委員	予算単価は専修学校高等課程は高等学校に比べて低い。保護者を対象とした授業料軽減については、高等学校と専修学校高等課程は同様の補助をいただいているので、17,18歳の青年が教育を受ける場合には、学校に対しても同じように補助をしてほしい。大阪は同額と聞いている。 通信制高校の予算単価は前年度と同額であるが、国で交付税措置されている金額に比べ、愛知はあまりに低い。来年度以降検討していただきたい。
事務局	専修学校高等課程、通信制いずれも高等学校と同様、中学卒業者の受皿として貢献 していることは承知しているが、愛知県の予算の算定方法の違いもあり、財政状況を

	踏まえると厳しいものがあるが、今後検討していきたい。
会長	他にご質問もないようですので、会議次第第7の諮問事項の審議をお願いします。本日、ご審議いただきます事項は、お手元の「学校法人等に対する助成について(諮問)」のとおりであります。それでは、諮問番号17 - 1「平成17年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」事務局からご説明をお願いします。
事務局	(平成17年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について説明)
会長	それでは、只今の説明につきまして何かご意見、ご質問があればお伺いしたいと存じます。
委員	預かり保育推進分の長時間にわたる場合の加算分は、4時間を超える場合に適用するのは保育所の長時間保育の考え方と全〈一緒である。4時間を超える場合を具体的にいうと、例えば朝1時間、昼3時間の4時間行った場合だと、5時まで預かることになるが、それまでは加算されない。それからさらに6時、7時、8時まで預かり保育を行わないと加算されない。これだけ長時間子どもを預かることが子どもの視点からみていいことであるのかどうか。このように補助金で誘導するという形で長時間すぎる預かり保育を幼稚園でやってい〈ことがいいものなのかどうか疑問である。 今年度は、この制度で実施するとしても、実施状況をよ〈検証して悪い影響があればあらためて考えていただきたい。
事務局	総合施設の話などもありますが、現状のところはせっかく国庫補助制度ができたものであるので、取り込めるものは取り込んでいきたいということで国の制度にあわせてこういう形にした。今年度は実際の実施状況に応じて配分しますが、今後、幼稚園連盟とも議論しながら検討していきたい。
委員	財務情報の公開状況について、高校と幼稚園で閲覧請求を受けたのに閲覧させなかった場合にマイナス5点するというのはありがたいと思うが、かたや積極的に公開を実施しているところに従来プラスしていたものをなくすというのはどうかと思う。積極的に公開している学校があったらこのままプラスの加点も残したらどうかと思う。
事務局	この点については、非常に議論があったところであり、実は、学校評価制度をもう一つの補正として導入することを考えていた。例えば、学校評価制度で外部評価を実施し、その結果もきちんと反映して実施している。そういうところに加点をしたいということを考えていた。現状は、通常の財務状況を単に学校新聞やインターネットにのせていればプラス1点としているが、それよりも一歩進めて地域と一体となったいい学校づくりに積極的に取り組んでいただくために外部評価を導入した学校評価制度の普及ということを考えたが、現時点では実態の把握が十分ではなく今年度は導入を見送らせていただいた。来年度は是非そういうものをプラスのほうで盛り込んで、それまでの間はやるべきことをやっていない場合にマイナスにするということとしたい。
委員	利害関係者からの閲覧請求に応じなければいけないという法律上の決まりがあるにもかかわらず、実施しないところに減点するということだが、実際に実施しないところがあるのか。このような減点項目は必要ないのではないか。また、 5点となった場合、補助金額にどの程度の影響があるのか。

## 配分額の調整という項目の中で、法律を遵守しなかった場合にペナルティをかけるこ とも考えられるが、これは指導検査へ行って現場できちんと分かって、そのうえでは じめてペナルティをかけるものである。情報公開については、実際に、みせてほしい といってもみせて〈れないといった苦情が入って〈るがそのような場合には配分額の 調整では中々適用しにくい。このような場合にはルールとして自動的に削ってしまうと 事務局 いうことを明示することによりきちんと守ってもらうためのインセンティブを与えること も必要かと考えた。実際にはきちんとやりますという回答を全てのところからいただい ている。影響額については、特別調整分の一人当たり単価に生徒数を掛けた上で、 減点率をかけるのでそれぞれの学校ごとで金額は異なる。 法改正によりやらないところを減点することがなじむのか。学校評価を根付かせる前 の段階で行うということだが、従来どおりではいけないのか。今まできちんとやってい た学校はプラスされていたのが0点になってしまう。 二つ目は、外国人教員の採用についてですが、中小規模の学校が自ら採用するの は、契約観念が強いこともあり、非常に危険が伴う。当校では専門の業者を通してネ 委員 イティブの外人教師が4人いる。たとえば設備なら空調機をリースで借りると補助対象 である。しかし、外国人教員を直接契約で行うと訴訟とかそういうことが起きて危険な ので、アウトソーシングする場合には、補助対象にならない。内容によってはお認め いただく方向で検討していただけないか。 もうひとつは、生徒納付金の県平均は加重平均でだすのか、単純平均でだすのか。 どう取り扱っているのか。

事務局

会長

財務情報の公開については、いまはディスクロージャーがいわれており、広〈世間に お知らせしてみんなでよくしていこうという意味で来年度は学校評価について考えて みたいけれども、今年度については過渡的なところで、きちんと守ってもらうためにあ るものだということでご理解いただきたい。また、0点になるというが、特別調整分の 減点であり、配分すべき総額の根っこの部分を配分した残りを特色教育分に配分した その後の最後の調整の項目の部分である。法改正の中でも是非これは定着させてい きたい事項であるので、こういった項目を作らせていただいた。

外国人教員については、国庫補助制度とリンクしている項目である。人材派遣からの 教員人材派遣については、新聞紙上でも批判されていた。批判されたのは相当な人 数を人材派遣会社から採用していたケースではありますが、いずれにしても、国の制 度では人材派遣からのような人件費としての支出でないものは対象とはなっていな いので、本県としては財源を取り込むことができないので国の取扱いとあわせており ます。

授業料の平均の出し方はいろいろあるが、突出したものがある場合に単純平均はど うかとも思われる。一番高いところや低いところは外すなど考えていかなければなら ないかと思っている。

他に、ご質問もないようですので、審議を終了し採決したいと存じます。只今の諮問番 号17 - 1「平成17年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」は、原案 を可とすることに異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
事務局	ご異議なしと認め、本案件につきましては、「原案を可とする。」 旨の答申を知事に提出することとします。
会長	続きまして、会議次第8の報告(1)「平成17年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」及び(2)「平成17年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	(報告事項(1)(2)について説明)
会長	それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問があればお伺いしたい と存じます。
	(質問等なし)
	特に質問も意見もないようですので、報告事項については以上とさせていただきます。その他、この機会に何か事務局への質問、意見がありましたらお願いします。特に、ご質問も、ご意見もございませんので、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきたいと存じます。なお、本日の会議の結果につきましては、この後、記者クラブにおいて、審議の結果を発表することといたしておりますので、ご承知願います。議事の進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。
事務局	事務局から1点ご連絡いたします。任期満了に伴う就任手続のお願いでございますが、本審議会の委員は、来る11月30日をもって全委員の皆様が任期満了となります。引き続き委員に御就任いただきた〈考えておりまして、後日、就任手続きをお願いしますので、その節はよろし〈お願いいたします。
県民生活部長	本日は、熱心にご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。皆様の貴重なご意見をこれからの私学助成に反映できますよう努力してまいる所存でございますので、 今後ともよろし〈お願いいたします。